

大阪府環境審議会 環境・みどり活動促進部会運営要領

第1 趣旨

この要領は、大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、大阪府環境審議会（以下「審議会」という。）に設置する環境・みどり活動促進部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。

第2 所掌事項等

部会は、環境保全及び緑化に係る府民等の活動の促進施策（以下「活動促進施策」という。）並びに大阪府環境保全基金及び大阪府みどりの基金（以下「基金」という。）の運営及び活用事業等に関する次の事項について調査審議する。

- (1) 活動促進施策のあり方に関すること
- (2) 基金の運営の方針に関すること
- (3) 大阪府環境保全基金の活用事業の審査に関すること
- (4) 大阪府みどりの基金の活用事業の審査に関すること
- (5) 環境保全に係る表彰（おおさか環境賞）の選考、その他賞の運営に関すること
- (6) 緑化活動に係る表彰（おおさか優良緑化賞）の選考、その他賞の運営に関すること

第3 組織

- (1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 4名程度

② 条例第3条第2項に規定する専門委員 6名程度

- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第6条第4項の規定により、会長が指名する。
- (3) 部会長は、部会に属する委員の所掌する事項をあらかじめ定める。
- (4) 部会長に事故があるとき、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその所掌事務を代理する。
- (5) 部会長が必要と認める場合は、部会に有識者及び関係者の出席を求めることができる。

第4 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が審議事項に応じた所掌事項を担当する委員を招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、審議事項に応じた所掌事項を担当する委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 第2の(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)に係る部会の決議については、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。
- (5) 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

第5 補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月8日から施行する。

大阪府環境審議会 環境・みどり活動促進部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職	備 考	所掌事項
藤田 香	近畿大学教授（環境政策）		第2 (1)～(6)
花田 眞理子	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究 所客員研究員（環境経済）	部会長代 理	環境担当 第2 (1)～(3)、 (5)
平井 規央	大阪公立大学大学院教授（自然環境）		みどり担当 第2 (1)～(2)、 (4)、(6)
増田 昇	LAまちづくり研究所所長、大阪府立大学名誉教授 （緑地計画）	部会長	第2 (1)～(6)
以上 環境審議会委員 計4名			
佐久間 康富	国立大学法人和歌山大学教授 （都市デザイン、景観）		みどり担当 第2 (1)～(2)、 (4)、(6)
畑 明宏	庭暮らし研究所長（都市緑化）		みどり担当 第2 (1)～(2)、 (4)、(6)
三輪 信哉	大阪学院大学教授（環境計画、環境政策）		環境担当 第2 (1)～(3)、 (5)
村上 佳世	関西学院大学准教授（環境経済）		環境担当 第2 (1)～(3)、 (5)
岡見 厚志	World Seed代表理事（環境教育）		環境担当 第2 (1)～(3)、 (5)
以上 環境審議会専門委員 計5名			
合計 9名			